（法第二条第一項の国土交通大臣が指定する一般乗用旅客自動車運送事業）

第二条　法第二条第一項の国土交通大臣が指定する一般乗用旅客自動車運送事業は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる者（次号及び次条第一号において「要介護者等」という。）及びその付添人の運送であって、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十一条の三第八号に規定する福祉自動車（次号において単に「福祉自動車」という。）を用いるもの

イ　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者

ロ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ　介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ニ　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独で事業用自動車その他の公共交通機関を利用することが困難である者

ホ　イからニまでに掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が認める者

二　要介護者等及びその付添人の運送であって、次に掲げる者が乗務する事業用自動車（福祉自動車を除く。）を用いるもの

イ　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けている者

ロ　要介護者等の円滑な運送に資する研修として国土交通大臣が認めるものを修了している者

ハ　イ及びロに掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が認める者

三　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二項に規定するハイヤーを使用して行うものであって、次に掲げるもの

イ　一日を超える期間を単位として専属で常時運送を提供できることとするための契約（書面によるものに限る。）に基づいて締結される運送契約のみにより行われるもの

ロ　二時間以上の時間を単位として締結される運送契約のみにより行われるもの（イに掲げるものを除く。）

（法第二条第九項の国土交通大臣が指定する事業用自動車）

第三条　法第二条第九項の国土交通大臣が指定するものは、次に掲げる事業用自動車とする。

一　専ら要介護者等及びその付添人の運送の用に供するもの

二　専ら前条第三号の事業の用に供するもの

（準特定地域）

第四条　法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一　北海道運輸局長	「札幌交通圏」、「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」、「釧路交通圏」、「苫小牧交通圏」及び「北見交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
二　東北運輸局長	「青森交通圏」、「八戸交通圏」、「弘前交通圏」、「盛岡交通圏」、「花巻交通圏」、「一関交通圏」、「仙台市」、「石巻市」、「福島交通圏」、「いわき市」、「郡山交通圏」、「会津交通圏」、「いわき市」、「秋田交通圏」及び「山形交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
三　関東運輸局長	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「南多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「京浜交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「県央交通圏」、「小田原交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「北総交通圏」、「東葛交通圏」、「市原交通圏」、「南房交通圏」、「県南中央交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県南東部交通圏」、「東毛交通圏」、「中・西毛交通圏」、「県央交通圏」、「水戸交通圏」、「県西交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「宇都宮交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
四　北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「長岡交通圏」、「上越交通圏」、「三条市A」、「新発田市A」、「柏崎市A」、「富山交通圏」、「高岡・氷見交通圏」、「砺波市B」、「南砺市」、「金沢交通圏」、「南加賀交通圏」、「長野交通圏」、「松本交通圏」、「上田市A」及び「飯田市A」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
五　中部運輸局長	「名古屋交通圏」、「知多交通圏」、「尾張北部交通圏」、「尾張西部交通圏」、「西三河北部交通圏」、「西三河南部交通圏」、「東三河南部交通圏」、「静清交通圏」、「富士・富士宮交通圏」、「沼津・三島交通圏」、「伊豆交通圏」、「浜松交通圏」、「磐田・掛川交通圏」、「藤枝・焼津交通圏」、「岐阜交通圏」、「大垣交通圏」、「高山交通圏」、「美濃・可児交通圏」、「東濃東部交通圏」、「津交通圏」、「松阪交通圏」、「福井交通圏」及び「武生交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
六　近畿運輸局長	「大阪市域交通圏」、「北摂交通圏」、「河北交通圏」、「河南B交通圏」、「泉州交通圏」、「河南交通圏」、「京都市域交通圏」、「神戸市域交通圏」、「姫路・播磨交通圏」、「奈良市域交通圏」、「生駒交通圏」、「東播磨交通圏」、「中部交通圏（奈良県）」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀県）」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
七　中国運輸局長	「広島交通圏」、「呉市A」、「東広島市」、「三原市」、「福山交通圏」、「尾道市」、「鳥取交通圏」、「米子交通圏」、「倉吉交通圏」、「松江市」、「出雲市」、「岡山市」、「倉敷交通圏」、「津山市」、「下関市」、「宇部市」、「山口周南市」、「防府市」及び「岩国交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
八　四国運輸局長	「高松交通圏」、「中讃交通圏」、「徳島交通圏」、「松山交通圏」、「東予交通圏」、「今治交通圏」及び「高知交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
九　九州運輸局長	「福岡交通圏」、「北九州交通圏」、「筑豊交通圏」、「大牟田市」、「久留米市」、「佐賀市」、「唐津市」、「長崎交通圏」、「佐世保市」、「諫早市」、「熊本交通圏」、「八代交通圏」、「都城交通圏」、「大分市」、「宮崎交通圏」、「別府市」、「延岡市」、「川薩交通圏」、「鹿屋交通圏」、「鹿児島空港交通圏」及び「鹿児島市」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
十　沖縄総合事務局長	「沖縄本島」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで